

平成24年度
事業計画

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会

平成24年度社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事業計画（案）

《目 標》

人づくり、幸せづくり、共に支えあえる地域づくり

東日本大震災から1年が経過しました。ここに来て、ようやく復興へ向けた国の支援が本格化し始めました。被災地でも全国からの温かい支援に感謝しつつ、自分たち自身で立ち上がる時期が来た、という声が出始めているようです。しかしながら復興・再建には長い支援活動の継続の必要性も皆が感じています。「人とのつながり」がこれほど注目されたことはありませんでした。中央募金会の方針により募金活動も9月まで延長されました。社協としても市民に広報活動などを積極的に行い、これまでどおり取り組んでまいります。

昨年、市が策定しました「千曲市地域福祉計画」を受けて、社協でも「千曲市地域福祉活動計画」を策定しました。少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加、近隣関係の希薄化などの課題を抱え、行政、市民、社協がどう連携をとりながら具体的に施策や実施活動をどう進めていくのか検討していかなければなりません。

また、介護保険法等の一部が改正され、介護保険事業所の適切かつ柔軟な対応が求められています。社協は、千曲市ふれあい福祉センターを拠点とし「人とのつながり」を大切に様々なニーズに対応できるよう今後の福祉活動に取り組んでまいります。

重点目標

1. 地域福祉活動計画の推進
2. 社協強化計画「アクションプラン」の推進
3. 地域包括支援センターを拠点とした総合的な福祉サービスの推進
4. 小地域ネットワーク活動の推進
5. 支部社協活動の充実強化
6. ボランティア・市民活動交流センター運営の強化
7. 介護保険法等の一部改正に沿った円滑な経営とサービスの質の向上
8. 指定管理受託施設の適正な管理経営

主要事業

1. 社協運営事業	<p>地域福祉サービスの企画と立案及び実施に向け、組織体制や運営体制の整備と中核的社協としての情報発信を行います。</p> <p>(1) 社協強化計画（アクションプラン）の推進 地域福祉を推進する中核的な団体として、組織の見直しや職員の意識改革など社会福祉協議会の発展強化の推進を図ります。</p> <p>(2) 理事会・評議員会・部会等の開催</p> <p>(3) 会員の増加と組織の充実強化 会員募集の拡大と会費徴収の充実を図ります。</p> <p>(4) 広報・情報の提供 広報誌「社協だより」及び「ボランティア・市民活動センターだより（仮称）」を発行し、全戸配布するとともに、ホームページをさらに充実させ社協事業の周知を図ります。</p> <p>(5) 役職員研修会の開催 役員研修並びに職員の資質の向上を図るためリーダー育成研修、施設長研修、災害時職員対応研修、マナー・接遇研修等を開催します。</p> <p>(6) 支部社協、活動の支援 支部社協活動を推進、支援します。また、支部社協との連携を密にしていくことを目的に社協支部長・事務担当者会議等を開催します。</p> <p>(7) 苦情解決事業 本会の福祉サービス及び事業に対する要望や意見等の解決のための体制を整え、住民サービスの適正化に努めます。（第三者委員）</p> <p>(8) 各種基金等の運用 地域福祉振興基金、財政調整資金積立金、介護保険施設等整備積立金の各基金等の適正な資金運用を図り、地域福祉事業等それぞれの活動資金や法人の運営のために資金の安定確保を図ります。</p>
2. 地域福祉推進事業	<p>支部社協を中核とし、地域に密着した福祉活動の展開を図るため、福祉課題を抱える方々が、支部を拠点として様々な団体、機関との連携、協働やサポートにより、地域住民自らが課題を解決できる環境づくりや気軽に声を掛け合える関係づくりの輪を拡げていきます。</p> <p>(1) 地域福祉活動計画の推進 地域福祉活動計画を確実に実施するため、その進捗状況や活動の評価のため評価委員会を開催します。</p> <p>(2) 小地域ネットワーク活動の強化 ご近所同士の支え合い活動（声かけ、見守り）の推進を図ります。 また、災害には、隣近所の助け合いが重要です。日頃の見守り活動をより充実させるためのネットワーク構築に向け強化をはかります。</p> <p>(3) ボランティア・市民活動交流センター機能の充実 千曲市ふれあい福祉センターを、市民福祉活動の拠り所として、相談、</p>

	<p>援助、交流の場等その機能の充実を図ります。</p> <p>(4) ふれあい広場の開催への支援協力 誰もがいきいきと安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、市民と協働したイベントの取り組みを積極的に進めます。</p> <p>(5) 家族介護者交流事業 家庭介護者を支援するため介護者等が一堂に会し、交流することで、日頃の介護の疲れ等を癒し、心身のリフレッシュを図るための事業を積極的に展開していきます。</p> <p>(6) 希望の旅事業 重度の身体障害者、知的障害者とその介護者にレクリエーションや交流することを目的に開催します。</p> <p>(7) 福祉教育の推進 学校や職場等へ出向き、車いす、点訳、障害者スポーツ等の体験をとおり、誰もが平等に生きることのできる社会実現の一翼を担います。</p> <p>(8) 心配ごと相談・法律相談事業 生活上の悩みや困りごと等を気軽に相談できる、身近な相談窓口を開設します。法的な専門の相談は、司法書士による無料法律相談を月2回開催します。また、相談窓口に出向けない方には、出張してその相談に応じます。</p> <p>(9) 結婚相談事業 婚活、恋活のイベントや講座を開催し、出会いの場の提供と個人のスキルアップ、更には登録者の増員を図ります。 また、相談員同士の情報交換と登録者と相談員との信頼構築に向けた取り組みも推進します。</p> <p>(10) ふれあいいきいきサロン活動支援 高齢者の交流の場、認知症予防、生きがいづくり、異世代交流の場、子育て支援等を目的に各地域のサロンの立ち上げや活動を支援します。</p>
<p>3. 在宅福祉サービス事業</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉環境を整備するため、受託事業の実施に併せて、社協の独自性・柔軟性を発揮し利用者の立場に立ったサービスを実施します。</p> <p>(1) 戸倉上山田地域包括支援センター受託事業 住み慣れた地域で、いつまでもその人らしく暮らせるために、保健・医療・介護・福祉の総合相談窓口となります。看護師、社会福祉士、主任ケアマネの専門職が相互に連携・協働しチームとして問題解決を図り、包括的に高齢者を支えています。</p> <p>(2) 軽度生活援助事業・生活管理指導員派遣事業 日常生活や介護等に関する相談や助言が必要な高齢者世帯、軽易な日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等を対象に生活改善指導を行うことにより自立につながり、在宅での生活が自らできるよう支援してい</p>

	<p>きます。</p> <p>(3) 日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。</p> <p>(4) 金銭管理・財産保全サービス事業 高齢者や身体障害者等、身体上の理由により日常生活において自らの財産管理や保全が困難な方に対し、日常的な金銭管理等の支援を行います。</p> <p>(5) 移送自動車・車椅子貸与事業 要介護者等の便宜を図るため、外出支援及び社会参加の促進。</p> <p>(6) ひとり暮らし高齢者等孤独感解消のための交流会 ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と交流を兼ねての昼食会開催を支援します。</p> <p>(7) 成年後見サポートセンター設立のための検討 著しく判断能力が低下した方は、成年後見制度への移行が必要になります。より専門的なサポートが必要なことから、その移行を支援するためのサポートセンターの設立に向けた検討会を進めます。</p> <p>(8) 千曲市ピュアハートちくま受託事業 障害者等が安心して過ごせる日中の居場所と仲間との交流の場を提供し、心身の健康回復と維持を図ります。</p>
<p>4. 居宅サービス事業</p>	<p>介護保険法等の一部改正に沿って、介護保険事業者、障害者自立支援法のサービス提供事業者として、利用者本意の充実したサービス提供を常に心がけ、利用者が地域で安心、自立した生活できるよう支援していきます。また、戸倉上山田地域包括支援センターを地域の拠点とし、引き続き地域福祉に根差した相談窓口としての機能強化・連携を図ってまいります。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅要介護者の依頼を受けて、指定居宅サービス等適切な利用ができるよう「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整など便宜の提供を行い、介護老人福祉施設等への入所する場合にあっては、施設等への紹介など便宜の提供を行います。</p> <p>(2) 訪問介護事業 訪問介護事業所のホームヘルパー等が要介護者の居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話などのサービスを提供します。</p> <p>(3) 訪問入浴事業 移動入浴車で家庭を訪問し、要介護者の居宅で簡易浴槽による入浴サービスを提供します。</p>

	<p>(4) 通所介護事業 デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。</p> <p>(5) 短期入所生活介護事業 戸倉短期入所事業所において、要介護者に短期間入所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などの世話をを行います。</p> <p>(6) 介護予防訪問介護事業 介護予防を目的として、訪問介護事業所のホームヘルパー等が要介護者の居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話などのサービスを提供します。</p> <p>(7) 介護予防訪問入浴事業 介護予防を目的として、移動入浴車で家庭を訪問し、要介護者の居宅で簡易浴槽による入浴サービスを提供します。</p> <p>(8) 介護予防通所介護事業 介護予防を目的として、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。</p> <p>(9) 介護予防短期入所生活介護事業 介護予防を目的として、戸倉短期入所事業所において、要介護者に短期間入所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などの世話をを行います。</p> <p>(10) 認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業（地域密着型） 認知症の居宅要介護者（要支援者）に、戸上デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話（支援）、機能訓練などのサービスを提供します。</p> <p>(11) 障害者居宅介護事業（自立支援事業） 訪問介護事業所のホームヘルパー等が、障害者等に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護等の便宜の供与を行う居宅介護サービスを提供します。</p>
<p>5. 共同募金助成金事業</p>	<p>共同募金会からの配分金を次の事業に助成等します。</p> <p>(1) 老人福祉活動 老人クラブ連合会活動助成、ふれあい訪問事業などを実施します。 支部社会福祉協議会が実施するひとり暮らし高齢者の集い、昼食会などに対して助成します。</p> <p>(2) 障害児・者福祉活動 身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会等の福祉団体の活動に対して助成します。</p> <p>(3) 児童・青少年福祉活動</p>

	<p>福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業など学校や児童館、地域で行われている事業に対して助成します。</p> <p>(4) 福祉育成・援助活動</p> <p>機関紙「社協だより」の発行、ふれあいいいききサロンなどのボランティアグループ及び福祉団体による福祉活動に対して助成します。</p> <p>支部社会福祉協議会が実施する在宅介護者の集い等の開催に助成します。</p>
6. 福祉団体への支援、協力	<p>当事者団体の抱える問題は、地域での福祉課題のひとつにもなっています。当事者団体自らが社会へ問題提起できる土台づくりと、当事者団体事業への協力を行います。</p>
7. 募金活動への協力	<p>地域福祉の推進と福祉コミュニティーの形成は、赤い羽根共同募金運動がその一役を担う活動として重要であるため、積極的にこの運動を支援していきます。</p>
8. 経済的支援事業	<p>低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯、失業による生活困窮者の世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とし資金の貸付を行います。</p> <p>また、一時的な生活困窮者に対し、小口の資金の貸付をします。善意銀行では、火災や水害等の被災者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出し等を行います。</p> <p>(1) 生活福祉資金</p> <p>低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯、失業者世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とし、資金の貸付をします。</p> <p>(2) 助けあい資金</p> <p>一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を無利子で貸付をします。</p> <p>(3) 善意銀行の給付事業</p> <p>火災や水害等の被災者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出し等を行います。</p>
9. 指定管理受託施設 経営事業	<p>千曲市から指定管理者の指定を受けて、高齢者や児童等の福祉増進のため、老人福祉センターや児童センター（館）、デイサービスセンター等の施設を適正に管理経営を行います。</p> <p>(1) 老人福祉センター管理経営</p> <p>地域福祉活動の推進と高齢者の生きがい健康づくりの推進を図るため老人福祉センター2箇所の管理経営を行います。</p> <p>(2) 児童センター（館）管理経営</p> <p>児童の健全育成の推進、子育て支援を目的に地域住民の交流の場として安心して利用できるよう児童センター（館）9箇所の管理経営を行います。</p>

(3) 老人コミュニティーセンター管理経営

児童館（戸倉、更級、五加）併設のため併せて管理経営を行います。

(4) 「チューリップの家」管理経営

社会経済活動への参加の促進を目標に、生産活動の機会の提供や就労支援を行うためチューリップの家の管理経営を行います。

(5) 戸倉地域福祉センター管理経営

地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。

(6) 更埴デイサービスセンター管理経営

通所介護事業を行うとともに地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。

(7) 稲荷山デイサービスセンター管理経営

通所介護事業を行うとともに地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。